

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付(自立支援医療費(精神通院医療))の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福島県は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく自立支援給付(自立支援医療費(精神通院医療))の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等権利利益を保護することを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福島県知事

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定に関する事務
②事務の概要	「障害者の日常生活及び社会生活を総合支援するための法律」に基づき、自立支援給付(自立支援医療費(精神通院医療))の支給を受けようとする者が提出した申請書の内容を基に審査を行い、所得に応じた自己負担上限額や受給者が加入する医療保健、診療を受ける指定自立支援医療機関名等を記載した自立支援医療受給者証(精神通院)を交付する。
③システムの名称	自立支援医療受給者証(精神通院)システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療受給者証(精神通院)システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号(以下「番号法」という。))第9条第1項 別表第一の84の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の26、56の2、87の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の108、109、110の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部精神保健福祉センター
②所属長の役職名	精神保健福祉センター所長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福島県総務部文書法務課 住所:福島県福島市杉妻町2-16 電話:024-521-7083
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福島県精神保健福祉センター 住所:福島県福島市御山町8-30 電話:024-535-3556

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月8日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月8日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

变更箇所